

岩手県告示第 288 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を休止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 4 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

訪問看護

| 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業所 | | 休止年月日 |
|---------|--------------------|----------------|--------------------|------------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所在地 | |
| 医療法人楽山会 | 釜石市小佐野町四丁目 3 番 7 号 | はまゆり訪問看護ステーション | 釜石市小佐野町三丁目 9 番 1 号 | 平成 20 年 2 月 29 日 |